

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案
に係るパブリックコメント等の実施状況について

1. 目的

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたり中間案を公表し、市民の意見等を把握するとともに、計画策定過程における公正の確保と透明性の向上を図ること。

2. 実施期間

令和5年11月27日（月）～12月26日（火）

3. 実施方法

○中間案（冊子）を市内関係施設（※）で約2,100部を配布

（※）市役所本庁舎、区役所、市民センター、老人福祉センター、地域包括支援センター等

○市ホームページへの掲載

○市政だより（12月号）への掲載

○市民説明会の開催

日時		会場	参加者数
R5.12.23（土）	10：00～11：00	仙台市役所二日町第五仮庁舎 （オンワード樫山仙台ビル） 10階ホール	8名

4. 中間案に対する意見

（1）意見数

336件（196名 及び 3団体） ※同一人物（団体）から複数の意見あり

（2）提出方法別内訳

提出方法	意見数
みやぎ電子申請サービス	268件
市民説明会等	33件
メール	27件
郵送	8件
合計	336件

(3) 意見の内容別内訳

項目	件数
計画全般について	38 件
高齢者一般調査・要介護者等調査、前計画の主な取り組み等について	7 件
高齢者保健福祉施策の推進について	170 件
【施策 1】「高齢者の健康と生きがいを支える取り組みや、地域づくりへの支援の充実」について	(13 件)
【施策 2】「高齢者の意欲と経験に応じた活躍を後押しする取り組みや、環境づくりの推進」について	(16 件)
【施策 3】「社会の変化へ柔軟に対応する取り組みの強化」について	(10 件)
【施策 4】「地域における安心の確保や自立した暮らしの継続を可能とするきめ細かな支援の充実」について	(21 件)
【施策 5】「地域の多様な主体が連携する支え合い体制づくりの取り組みの強化」について	(24 件)
【施策 6】「認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進」について	(29 件)
【施策 7】「中長期的な視点を重視した介護サービス基盤の整備」について	(16 件)
【施策 8】「介護人材の安定的な確保・育成に向けた支援の充実と介護業務の効率化の推進」について	(41 件)
介護保険事業全般について	29 件
介護保険料について	49 件
その他	43 件
合計	336 件

5. 計画へ反映した主な意見及び本市の考え方

(1) 計画全般について

<意見>

中間案には「孤立死」についての言及が見当たりません。「孤立死」する高齢者が増加しつつある中、社会保障としてあるべきセーフティーネットが構築されることが必要です。用語解説を含め中間案の必要箇所社会的孤立死に関する記述を加えてください。一人でも悲惨な「孤立死」に至ることのないよう、計画にしっかりと位置づけ取り組むべきです。

<本市の考え方>

高齢者のひとり暮らし世帯の増加等に伴い、一人暮らしの高齢者等が自宅等において亡くなり死後長期間経過してから発見されるいわゆる「孤立死」を含んだ、高齢者の孤独・孤立問題の深刻化が懸念されるものと認識しております。いただいたご意見を踏まえ、計画案の第3章1(1) 高齢者を取り巻く社会構造等の変化を踏まえた視点及び第5章施策5(1) 地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援の項目に、高齢者の孤独・孤立問題の深刻化が懸念される旨の記載を追加いたします。

見守りサービスの提供や地域の支え合いの体制整備に取り組み、ひとり暮らし高齢者等が安心して地域で暮らせるようにすることが、孤立死を含む高齢者の孤独・孤立対策にも寄与すると考えておりますことから、今後も計画案に記載している各般の取り組みを進めてまいります。

用語解説への孤独死・孤立死の追加については、孤独死・孤立死を定義する法律や制度が無いことから原案通りとさせていただきます。

(2) 高齢者一般調査・要介護者等調査、前計画の主な取り組み等について

<意見>

老人クラブや好日庵などの箇所数の実績が載っていない。地区ごとに利用者数などを把握して、設置数を検討するなどの対応が必要。

<本市の考え方>

ご意見を踏まえ、老人つどいの家（好日庵）設置数の実績を計画案に記載いたします。

老人つどいの家（好日庵）の設置については、老人クラブからの申請を受け、指定基準に適合する場合に設置を行っております。また、中間案の61ページに「施設の老朽化や高齢者のニーズを踏まえた老人福祉施設のあり方検討」を記載しており、老人福祉センターや老人憩の家などの高齢者が集まる場の整備方針等について検討を進めることとしております。

(3) 介護保険事業全般について

<意見>

98ページ 要介護認定の適正化について

明確な改善目標の設定：文章中で具体的な適正化の目標が明示されていません。例えば、認定調査の正確性向上や審査時間の短縮など、具体的な数値や指標を設定し、それに向けた計画を示すことが重要です。

医師会との連携の具体化：医師会との緊密な連携についても、どのような形で連携が行われるかや具体的な事例が欠如しています。これにより、連携が抽象的なままとなっています。

<本市の考え方>

具体的な数値目標や指標は、国の指針に基づき、「ケアプランの点検」や「医療情報との突合・縦覧点検」などの適正化に向けた個別の事業ごとに設定することとし、最終案において記載します。

また、医師会とは緊密な連携のもと、介護認定審査会の運営等に関し、要介護認定等事務検討会を開催しているところであり、その旨、最終案において記載します。

(4) 介護保険料について

<意見>

市役所が介護保険料の増額を検討していることに反対します。既に高齢者や家庭において負担が増している中で、さらなる負担増は市民にとって重荷となります。増額の必要性やその背後にある具体的な計画について透明性が不足している場合、市民は理解しにくくなります。まずは既存の予算を有効活用し、効率的な経費削減や他の資金調達手段を検討することが求められます。市民の声や意見を適切に取り入れ、負担の軽減を図る方策を模索していただくことが望ましいです。

<本市の考え方>

高齢者の増加に伴い、介護サービスのニーズは一層高まり、それに応じて、保険給付費が増大するものと見込んでおります。昨年末に、国から示された介護報酬改定や制度改正等を踏まえ、次期計画期間における保険料は6,079円と積算したところです。本市としましては、被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国の負担割合を引き上げるなどの財政措置を引き続き国に求めていくほか、介護保険事業財政調整基金の活用により保険料上昇の抑制に努めてまいります。